

社会保険(健康保険)脱退に伴う国民健康保険加入を郵送申請される際は、
次の注意点を必ずご確認ください。

《手続きのあたって事前にお読みください》

●社会保険(健康保険)の任意継続制度はご確認されましたか？

会社を退職した方でも、国民健康保険に加入せずに、原則として2年間に限って
前の健康保険等を任意加入できる場合があります。任意継続制度の詳細は、お勤
めだった会社もしくは健康保険組合にご確認ください。

●「健康保険資格喪失証明書」はお持ちですか？

・国民健康保険加入にあたっては、健康保険の資格喪失日を確認する必要があります。

※資格喪失日の確認ができない場合は、加入手続きができません。

※資格喪失日が未到達の場合は、到達日をもって加入手続きを行います。

- ・資格喪失日を確認する書類「健康保険資格喪失証明書」をご用意ください。
(退職された会社から発行されます。お勤めだった会社にご確認ください)
- ・「健康保険資格喪失証明書」には今回ご加入される方全員のお名前・生年月日、喪失日(扶養非該当日)が記載されていることをご確認ください。

●申請書類については、住民登録がある区役所へご郵送ください。

住民登録が確認できない場合、書類に不足や不備がある場合は、書類をお戻しさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

ご郵送いただく書類

- ・国民健康保険異動届出書 ※記載例を参考にご記入してください
- ・健康保険資格喪失証明書(コピー可)
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(写真の掲載がある面のみ)等)

●各種医療費助成等を受給中の方は、健康保険の切り替えに伴い、手続きが必要となる場合がありますので、各制度の案内をご確認ください。

- ・ [各種医療費助成](#) ・ [特定医療費\(指定難病\)助成制度](#)
- ・ [国民健康保険の特定疾病療養受療証](#)

●国民年金への加入手続きもごさいます。こちら郵送にて受付しております。

[横浜市国民年金のホームページ](#) ←ここをクリックしてご確認ください

次のページもご確認ください

《国民健康保険のご案内（窓口での加入手続きにご説明していること）》

- 国民健康保険の加入日は、社会保険(健康保険)の資格喪失日となります。

- 保険証について

- ・住所地の居住確認のため、**簡易書留郵便（転送不要）**でお送りいたします。
- ・郵便物は世帯主あてにお送りします。
- ・郵便事情にもよりますが、書類到着後（事前提出の場合は健康保険の資格喪失日以後）おおむね**5～7日程度**で配達されます。
- ・配達時にご不在の際は不在票がポストに投函されますので、再配達等の対応をお願いします。
（保管期間が過ぎますと、区役所に返送されます。その際にご連絡ください）

※居住確認のため転送不要でお送りしています。郵便局に郵便物の転送届を提出されている場合は、転送先には配達されずに区役所に返送されます。住所地で受け取れるよう、転送届の解除をしたのち、ご連絡ください。

- 保険料について

- ・保険料は、**前年の所得状況により算定**されます。
- ・保険料額は「保険料額通知書」により、後日お知らせいたします。
- ・本年1月2日以降に他市町村より転入された方は、前住所地へ所得確認をいたしますので、所得が判明するまでの間は「均等割額」のみを請求する場合があります。所得判明後にあらためて保険料を再計算し、再計算後の保険料額が変更となった場合は、改めて変更後の「保険料額通知書」をお送りします。
- ・保険料は、**同じ世帯の被保険者の保険料を合算して、世帯主（納付義務者）に請求**します。世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも、納付義務者は世帯主となりますので、**通知書の送り先も世帯主あて**となります。
- ・保険料の納付方法は[コチラ](#)をご確認ください。

- 他の健康保険加入された場合、国民健康保険の脱退手続きが義務付けられています。忘れずに行ってください。

※健康保険加入による国民健康保険脱退の郵送手続きは[コチラ](#)をご確認ください

★横浜市国民健康保険の詳しい内容については、

[横浜市国民健康保険のページ](#)をご覧ください★